
プロジェクト	収益認識
項目	第 447 回企業会計基準委員会及び第 111 回收益認識専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 447 回企業会計基準委員会（2020 年 12 月 3 日開催）及び第 111 回收益認識専門委員会（2020 年 12 月 15 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

検針日基準に関する論点の検討について

第 447 回企業会計基準委員会で聞かれた主な意見

（代替的な取扱いの選択肢に関する意見）

2. 事務局の提案は、国際的な比較可能性を担保しつつ、決算日時点での販売量実績が入手できないことにより、見積りの適切性を評価することが困難であるとする、作成者や監査人の懸念にも配慮した、コストとベネフィットのバランスのとれた案だと考える。

（公開草案の文案に関する意見）

3. 「財務諸表間の比較可能性」については、利用者から国際的な比較可能性を重視していないとの意見も聞かれたことから、「国内外の」財務諸表間の比較可能性と、記述を加えることで、国内企業間の比較可能性の観点も重要であることを記載してはどうか。
4. 未検針となっている使用量の見積りについて、決算日時点での販売量実績が入手できないことが、監査手続上の問題でもあり、代替的な取扱いを認めることは、監査の負担を軽減することを記載してはどうか。
5. 特定の見積手法を代替的な取扱いとして認めているが、当該見積手法の一部を可能な範囲で微調整することが可能であれば、その旨を記載してはどうか。

（その他の意見）

6. 提案には賛成するが、結論だけを見ると、会計基準上の問題とするのではなく、監査上の問題とし、その取扱いを整理することで対応することもできたのではないか。

第 111 回收益認識専門委員会で聞かれた主な意見

(代替的な取扱いの選択肢に関する意見)

7. 事務局の提案に違和感はない。有用なソリューションと考える。
8. 事務局の提案に賛成する。収益認識基準は、多くの日本企業に影響を与える基準である。日本企業に負荷が生じる場合には、不利益のないよう代替的な取扱いを広く認めるべきである。
9. 比較可能性の担保とコストの削減という趣旨での提案は理解するが、会計基準上の問題ではなく、監査上の問題と考えている。

(公開草案の文案に関する意見)

10. 見積手法の記載が限定的であるために、より精緻な見積りを妨げたり、監査人との交渉による監査コストを増加させたりすることにつながらないか。
11. 代替的な取扱いにおける見積手法を出発点として、それを調整してより精緻にすることは、原則的な見積りに近づくものであることを、結論の背景に記述した方がよいのではないか。
12. 文案本文の「毎月の検針による使用量に基づく収益認識」という表現は、電気事業・ガス事業以外の他業種の企業が、代替的な取扱いを適用できるかのように受け取られる懸念があるため、電気事業・ガス事業に限定する表現とした方がよい。
13. 文案本文に「会計基準第 35 項の定めに従った」とあるが、代替的な取扱いが、何に対する例外規定なのかが分かりづらいのではないか。
14. 代替的な取扱いに関する、表示や開示の検討は必要ないか。

(コメント募集及び公開草案の概要についての文案に関する意見)

15. 特定の業界に固有の会計基準の開発事案について、一般に公開草案を公表してコメントを募集しても、コメントが集まるかどうか、疑問がある。

以 上